

暫定期間から本制度に移行して3年が経ちました。過日行われた日本歯科専門医機構（以下、機構）ワークショップにおいて一般市民代表から専門医制度について「自身のかかりつけ医が資格取得後も継続して学んでいることが必要」とのご意見がありました。担当行政も含めて今後有資格者が生涯にわたって学びを継続することが求められています。本学会も機構の社員学会である以上、他の社員学会と同等の更新基準に改める時期に來たと感じております。

委員会では複数項目にわたり改訂を検討したのち理事会に諮った結果、内容には概ねご賛同いただきましたが、11月に開催予定の臨時総会で協議する前に一度改定内容を公開してはどうかのご意見をいただきました。

そこで公開期間を10月30日までとして改定案について広く皆様からご意見を募集し、お寄せいただいたご意見を考慮した上で最終的な改定案として臨時総会に諮りたいと考えております。

ご協力の程、よろしくお願ひいたします。

**【改訂項目】**

1. 専門医について	P 1
2. 指導医について	P 2
3. 准研修施設について	P 3
4. 更新申請の単位制の明確化	P 4～5
5. 保留申請の明文化	P 6
6. 更新のための研修単位基準	P 7
※ 新旧対照表（規則）	P 8～11
（細則）	P 12～17
（参考）旧更新要綱	P 18

## 1. 専門医について

本学会指導医が定年等で退職後に後任が外部からの着任や後継不在で施設に本学会指導医資格保有者がおらず各種資格の取得および更新が困難な施設が出てきている。このことから、有病者歯科診療に従事する日本歯科医学会専門分科会または日本医学会分科会の指導医資格を有する診療部長・診療科長・教授に対して下記項目2の適用を検討したい。

### 【規則】

第5章 専門医申請者の資格

第9条 専門医の資格を申請する者は、次の各号のすべてを満たすことを必要とする。なお、(5)について別に定める。

- (1) 認定医資格を有する者
- (2) 専門医申請時において、継続して5年以上学会正会員である者
- (3) 認定医の資格を得た後2年以上学会の正会員である者
- (4) 研修施設に所属している者又はこれと同等以上の経歴を有すると認められる者
- (5) 有病者に必要とされる歯科医療に関連する研修を行った者 →下記細則第3条の通り

**2 前項(1)～(5)以外で委員会が専門医として理事会に推薦し、理事会が認定した者**

※2に関する申し合わせ事項（規則には記載しない）

**推薦要件：有病者歯科診療に従事する日本歯科医学会専門分科会・日本医学会分科会の指導医資格を有する診療部長・診療科長・教授**

### 【細則】

第3条

規則第9条に基づく専門医の認定申請に必要な研修内容は、次に定める第1～2項とし、すべてを満たすものとする。

1. 認定医取得後、学会機関誌を含み、有病者に必要とされる歯科医療に関する論文1編以上(筆頭含む)
2. 認定医取得後、学会が主催する学術大会を含み、有病者に必要とされる歯科医療に関する発表1題以上(筆頭含む)
3. 認定医取得後、細則第2条第3項に定める有病者の歯科診療および指導 10 症例(うち詳記 5 例)

## 2. 指導医について

専門医機構では、「**研修施設に1名の常勤指導医を1名置くこと**」と示していることから、専門医・認定医の申請・継続を円滑化するためにも研修施設の要件を満たす施設の専門医資格を有する診療部長・診療科長・教授に対して下記項目2の適用を検討したい。

### 【規則】

第6章 指導医申請者の資格

第10条 指導医の資格を申請する者は、次の各号のすべてを満たすことを必要とする。なお、(5)について別に定める。

- (1) 専門医資格を有する者
- (2) 指導医申請時において、継続して10年以上学会正会員である者
- (3) 専門医の資格を得た後5年以上学会の正会員である者
- (4) 研修施設に所属している者又はこれと同等以上の経歴を有すると認められる者
- (5) 有病者に必要とされる歯科医療に関連する研修を行った者 →**下記細則第4条の通り**

**2 前項(1)～(5)以外で委員会が指導医として理事会に推薦し、理事会が認定した者**

※申し合わせ事項（規則には記載しない）

**推薦要件：研修施設の要件を満たす施設の本学会専門医資格を有する診療部長・診療科長・教授**

### 【細則】

第4条

規則第10条に基づく指導医の認定申請に必要な研修内容は、次に定める第1～2項とし、すべてを満たすものとする。

1. 専門医取得後、学会機関誌を含み、有病者に必要とされる歯科医療に関する論文3編以上（筆頭含む）
2. 専門医取得後、学会が主催する学術大会を含み、有病者に必要とされる歯科医療に関する発表3題以上（筆頭含む）

### 3. 准研修施設について

前述1、2にも関連するがこのご時世から要件を満たすことができない従来の研修施設や認定を目指す施設が増加していることから、専門医の申請・継続を円滑にするためにも准研修施設の設置を検討したい。

なお、准研修施設に関わる指導医は、その施設での指導医養成に尽力していただきたい。

#### 【規則】

#### 第7章 認定研修歯科診療施設・**准研修施設**

第11条 研修施設・**准研修施設**は、次の各号に該当する施設について、委員会が審査を行い、理事会が認定する。

- (1) 有病者歯科またはそれに相当する診療部門のある歯科医師育成を担っている大学病院
- (2) 別に定めるすべてを満たす病院歯科、歯科診療所、等 →**下記細則第5条の通り**

#### 【細則】

第5条 規則第11条第2号に基づく研修施設の具備すべき条件は、次の(1)～(7)のすべてを満たす施設あるいは(8)に該当する施設とする。

- (1) 指導医が継続的に勤務していること
- (2) 有病者に必要な歯科医療が継続的に行われていること (20 症例以上の記載)
- (3) 本学会に研究発表等の積極的な参加を行っていること
- (4) 有病者の歯科治療の診断と治療に必要な歯科診療設備を有していること
- (5) 定期的に有病者歯科に関する研修や教育が定期的に行われていること
- (6) 原則として歯科衛生士の関わりが日常的かつ継続的であること
- (7) 有病者の歯科医療や療養、訓練、福祉に関する図書を有していること
- (8) (1)～(7)以外で委員会が研修施設として理事会に推薦し、理事会が認定した施設

↓

第5条 規則第11条第2号に基づく**研修施設**の具備すべき条件は、次の(1) ~~←(7)~~ **または(2)のいずれかと(3)～(8)のすべてを満たす施設あるいは(9)に該当する施設**とする。

- (1) **研修施設は、指導医が常勤(週3日以上勤務)であること** →**機構との兼ね合いです**
- (2) **准研修施設は、指導医が定期的に有病者歯科診療に従事すること**
- (~~3~~) 有病者に必要な歯科医療が継続的に行われていること (20 症例以上の記載)
- (~~4~~) 本学会に研究発表等の積極的な参加を行っていること (**少なくとも過去5年間に2演題**)
- (~~4~~) 有病者の歯科治療の診断と治療に必要な歯科診療設備を有していること
- (~~6~~) 定期的に有病者歯科に関する研修や教育が定期的に行われていること
- (~~7~~) 原則として歯科衛生士の関わりが日常的かつ継続的であること
- (~~7~~) 有病者の歯科医療や療養、訓練、福祉に関する図書を有していること
- ~~(9) (1)～(7)以外で委員会が研修施設として理事会に推薦し、理事会が認定した施設~~

#### 4. 更新申請の単位制の明確化

本学会は専門医制度暫定期間を10年という長期間を継続していたことから他の日本歯科専門医機構社員学会と比較して極めて簡素な更新要件となっている。本制度に移行して3年経過したことからそろそろ他学会と同等の更新要件に変更すべき時期にきた考え、要件を変更するとともに細則内に付則として明記したい。

単位の詳細は後述の6に記載する。

なお、新要件による更新は2025年の新規資格者の第1回更新認定となる2030年3月分から適用するものとし、その間は移行期間として旧要件による更新を継続する。

##### 【細則】

第11条 認定医、専門医の更新に当たっては、認定期間の5年間に次の(1)～(4)のすべてかつ別に定める単位に基づきそれぞれに必要な研修実績を満たさなければならない。

- (1) 学会が主催する学術大会および研修会への2回以上の出席
- (2) 有病者に必要とされる歯科医療に関する1回以上の学会発表または論文発表
- (3) 細則第2条第3項に定める有病者の歯科に関する5症例以上の診療実績
- (4) 一次救命処置 (BLS) の受講 (更新時最新のガイドライン修了書 (写) の提出)



第11条 認定医、~~専門医~~の更新に当たっては、認定期間の5年間に**研修実績として、別表に基づき、**

- (1) 学会参加・学会発表・論文発表により 50 単位**
- (2) 教育研修会への参加により 20 単位**
- (3) 診療実績により 10 単位、**

**かつ、学会発表・論文発表・診療実績を記載した実績報告書を提出しなければならない。**

##### 【細則】

第12条 指導医の更新に当たっては、認定期間の5年間に次の(1)～(3)のすべてを満たさなければならない。ただし(4)に該当する者については、この限りでない。

- (1) 学会が主催する学術大会および研修会への2回以上の出席
- (2) 指導医の資格を取得後、引き続き有病者歯科医療に専従していること
- (3) 細則第2条第3項に定める有病者の歯科に関する5症例以上の診療実績または指導実績
- (4) 委員会が指導医として理事会に推薦し、理事会が認定した者



第12条 **専門医並びに**指導医の更新に当たっては、認定期間の5年間に**研修実績として、別表に基づき、**

- (1) 学会参加・学会発表・論文発表により 80 単位**
- (2) 教育研修会への参加により 40 単位**
- (3) 診療実績により 10 単位 (指導医は指導実績も可) 及び地域貢献により 5 単位を修め、**

**かつ、学会発表・論文発表・診療実績・地域貢献等を記載した実績報告書を提出しなければならない。**

**なお、連続して3回以上の更新を経た専門医並びに指導医は、(3)を更新要件から免除する。**

##### 【細則】

第13条 認定医の資格を更新しようとする者は、更新審査料を添えて、次の各号に定める申請書類を提出しなければならない。

- (1) 認定医更新申請書 (様式-認更1)
- (2) 学術大会、認定医研修会出席記録 (様式-認更2)
- (3) 業績目録 (様式-認更3)
- (4) 症例一覧報告書 (様式-認更4)



第13条 認定医、**専門医並びに指導医**の資格を更新しようとする者は、**各種実績報告書**に更新審査料を添え

て、次の各号に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。

- (1) 認定医更新申請書 (様式-認更) →必要な内容一連の書類に変更する。
- (2) 専門医更新申請書 (様式-専更)
- (3) 指導医更新申請書 (様式-指更)
- ~~(4) 症例一覧報告書 (様式-認更4)~~

【細則】

~~第14条~~ 専門医の資格を更新しようとする者は、更新審査料を添えて、次の各号に定める申請書類を提出しなければならない。

- ~~(1) 専門医更新申請書 (様式-専更1)~~
  - ~~(2) 学術大会、認定医研修会出席記録 (様式-専更2)~~
  - ~~(3) 業績目録 (様式-専更3)~~
  - ~~(4) 症例一覧報告書 (様式-専更4)~~
- (第13条により削除)

【細則】

~~第15条~~ 指導医の資格を更新しようとする者は、更新審査料を添えて、次の各号に定める申請書類を提出しなければならない。

- ~~(1) 指導医更新申請書 (様式-指更1)~~
  - ~~(2) 学術大会、認定医研修会出席記録 (様式-指更2)~~
  - ~~(3) 業績目録 (様式-指更3)~~
  - ~~(4) 診療実績・指導実績報告書 (様式-指更4)~~
- (第13条により削除)

【細則】

~~第14条~~ 研修施設の更新に当たって、規則第11条第1号に該当する施設の代表者は、次の第1号及び第2号に定める申請書類を、また、規則第11条第2号に該当し細則第5条を満たす施設の代表者は、次の各号に定めるすべての申請書類を、委員会に提出しなければならない。

- (1) 認定研修歯科診療施設更新申請書 (様式-施更1)
- (2) 指導医在籍証明書 (様式-施更2)
- (3) 指導実績報告書 (様式-施更3)

【細則】

~~第15条~~ 規則第22条による登録申請は、次の各号に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。

- (1) 認定医更新登録申請書 (様式-認登~~5~~)
- (2) 専門医更新登録申請書 (様式-専登)
- (~~3~~) 指導医更新登録申請書 (様式-指登~~6~~)
- (~~4~~) 認定研修歯科診療施設更新登録申請書 (様式-施登~~7~~)

【細則】

~~第16条~~ 第6条から第10条までと、第~~13~~3条に定める審査料ならびに登録料は次のとおりとする。

- (1) 申請審査料 10,000 円
  - (2) 登録料 30,000 円
  - (3) 認定医更新審査登録料 20,000 円
  - (4) 専門医更新審査登録料 30,000 円
  - (5) 指導医更新審査登録料 10,000 円
  - (6) 認定研修歯科診療施設更新審査登録料 10,000 円
- (これまで記載の無かった研修施設分を明記)

## 5. 保留申請の明文化

### 【細則】

第19条 資格更新申請者あるいは資格更新研修施設が、所定の期間内に必要な要件を満たせなかったときには、委員会へ資格更新保留申請書を提出し、許可を受けなければならない。また、保留申請が許可されたとき、その保留期間は1年を限度とし、これを超えたときは資格認定を取り消す。ただし、委員会が特段の事由があると認めるときは再延長することができる。なお、研修施設において、資格認定後もしくは資格更新後に指導医が欠員になった場合、あるいは指導医が他の指導医と交替した場合は、直ちに委員会に届け出なければならない。



第17条 資格更新申請者あるいは資格更新研修施設が、所定の期間内に必要な要件を満たせなかったときには、委員会へ資格更新保留申請書を提出し、許可を受けなければならない。また、保留申請が許可されたとき、その保留期間は1年を限度とし、これを超えたときは資格認定を取り消す。ただし、**特定の理由（海外への留学や勤務、妊娠・出産・育児、病気療養、介護、管理職、災害被災など）のために専門医の更新が困難な場合は、所定の更新申請の年に、申請により更新延長を行うことができる。延長期間は原則1年とし、事情によって1年単位での延長も可能である。保留申請は理由書を添えて認定期限までに申請する。**なお、研修施設において、資格認定後もしくは資格更新後に指導医が欠員になった場合、あるいは指導医が他の指導医と交替した場合は、直ちに委員会に届け出なければならない。

~~第20条 申請書類は2年間有効である。~~ →**期限を設けず継続の意思があれば1年毎にとする。**



## 6. 更新のための研修単位基準

細則として記載されるべき「更新のための研修単位基準」が「認定医制度更新要綱」としてホームページ内に別掲されているために細則内に別表として定める。とともに日本歯科専門医機構社員学会として他学会と比較すると基準が低いことから若干の修正を行う。

### 【細則】

第18条 この細則の変更は、委員会の議を経て、理事会の承認を必要とする。

付則…



付則 この細則は令和6年〇月〇日に一部改正した。

### 別表 更新のための研修単位基準

#### 1. 学会出席【学会参加証が必要】

- 1) 本学会学術大会 20 単位
- 2) 関連学会学術大会 5 単位  
(日本歯科医学会分科会、日本医学会分科会に限る)
- 3) 日本歯科医学会総会あるいは日本医学会総会 5 単位
- 4) 各大学主催の学内学術集会 5 単位

#### 2. 学会発表【上記1. に定める学会と国際学会に限る。講演・シンポジウム等含む】

- 1) 本学会学術大会
  - (1) 筆頭発表者 10 単位
  - (2) 共同発表者 5 単位
- 2) その他の学会(抄録のコピーが必要)
  - (1) 筆頭発表者 5 単位
  - (2) 共同発表者 2 単位

#### 3. 論文【上記1. に定める学会と国際学会に限る。商業誌は認めない】

- 1) 本学会誌
  - (1) 筆頭著者 20 単位
  - (2) 共同著者 10 単位
- 2) その他の学会誌(論文のコピーが必要)
  - (1) 筆頭著者 10 単位
  - (2) 共同著者 5 単位

#### 4. 教育研修会【上記1. に定める学会に限る、修了証が必要】

- 1) 本学会
  - (1) 学術教育セミナー 10 単位
  - (2) 学術教育研修会 5 単位
- 2) その他の学会 5 単位
  - (1) 1日以上 5 単位
  - (2) 半日開催 3 単位

- 付則1. 学術大会時に教育研修会を併設する場合には、学術大会と教育研修会の各々に単位を付与する。  
2. 1日開催との基準は10:00~16:00までとし、これを著しく下まわる場合には半日開催とする。  
3. 連続して2日間に渡り開催された場合には、時間を問わず2日開催とする。

(旧)
専門医 80 単位
認定医 50 単位
(新)
専門医・指導医
・学会参加・発表・論文 80 単位
・教育研修会 40 単位
・診療実績 10 単位 (1 症例 1 単位とする)
・地域貢献 5 単位 (1 年毎に 1 項目 1 単位とする)
認定医
・学会参加・発表・論文 50 単位
・教育研修会 20 単位
・診療実績 10 単位 (1 症例 1 単位とする)



一般社団法人日本有病者歯科医療学会認定医、専門医ならびに指導医制度規則

(旧)

第1章 総則

第1条 本制度は有病者に必要とされる歯科医療を提供するための知識、臨床経験を有する歯科医師を養成することにより、歯科医療の立場から有病者の健康を増進することを目的とする。

第2条 前条の目的を達成するために（一社）日本有病者歯科医療学会（以下「学会」という）は、有病者歯科医療認定医（以下「認定医」という）、有病者歯科医療専門医（以下「専門医」という）および有病者歯科医療指導医（以下「指導医」という）ならびに学会認定研修歯科診療施設（以下「研修施設」という）制度を設け、本制度の実施に必要な事業を行う。

第2章 専門・認定委員会

第3条 学会は第3章に規定する認定医、第5章に規定する専門医、第6章に規定する指導医ならびに第7章に規定する研修施設の資格審査と本制度の運用を適正に行うために専門・認定委員会（以下「委員会」という）を置く。

第4条 委員会は、定員若干名の委員をもって構成する。

- (1) 委員は指導医でなければならない。
- (2) 委員の任期は2年間、半数交替制とし、再任を妨げない。
- (3) 委員長及び委員は理事長がこれを指名する。

第5条 委員会は、委員の3分2以上の出席をもって成立する。

- (1) 委員会の議事は、委員長を除く過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

第3章 認定医申請者の資格

第6条 認定医の認定を申請する者は、次の各号のすべてを満たすことを必要とする。

- (1) 日本国歯科医師の免許を有する者
- (2) 認定医申請時において、継続して3年以上学会正会員である者
- (3) 第4章第8条に規定する有病者に必要とされる歯科医療にかかわる研修内容を満たした者

第4章 認定研修

第7条 認定研修は、認定医として有病者に必要とされる歯科医療における的確な診断と治療のために、必要な知識および高度な医療技術を修得することを目的とする。

第8条 認定研修は次の各号のすべてを満たさなければならない。なお、(3)について別に定める。

- (1) 研修施設において、指導医のもとで3年以上有病者に必要とされる歯科医療に従事すること又はこれと同等以上の経歴を有すると認められること
- (2) 学会が主催する学術大会及び研修会に出席すること
- (3) 有病者に必要とされる歯科医療に関連する研修を行うこと

一般社団法人日本有病者歯科医療学会認定医、専門医ならびに指導医制度規則

(新)

第1章 総則

第1条 (変更なし)

第2条 (変更なし)

第2章 専門・認定委員会

第3条 (変更なし)

第4条 (変更なし)

第5条 (変更なし)

第3章 認定医申請者の資格

第6条 (変更なし)

第4章 認定研修

第7条 (変更なし)

第8条 (変更なし)

第5章 専門医申請者の資格
第9条 専門医の資格を申請する者は、次の各号のすべてを満たすことを必要とする。なお、(5)について別に定める。 (1) 認定医資格を有する者 (2) 専門医申請時において、継続して5年以上学会正会員である者 (3) 認定医の資格を得た後2年以上学会の正会員である者 (4) 研修施設に所属している者又はこれと同等以上の経歴を有すると認められる者 (5) 有病者に必要とされる歯科医療に関連する研修を行った者
第6章 指導医申請者の資格
第10条 指導医の資格を申請する者は、次の各号のすべてを満たすことを必要とする。なお、(5)について別に定める。 (1) 専門医資格を有する者 (2) 指導医申請時において、継続して10年以上学会正会員である者 (3) 専門医の資格を得た後5年以上学会の正会員である者 (4) 研修施設に所属している者又はこれと同等以上の経歴を有すると認められる者 (5) 有病者に必要とされる歯科医療に関連する研修を行った者
第7章 認定研修歯科診療施設
第11条 研修施設は、次の各号に該当する施設について、委員会が審査を行い、理事会が認定する。 (1) 有病者歯科またはそれに相当する診療部門のある歯科医師育成を担っている大学病院 (2) 別に定めるすべてを満たす病院歯科、歯科診療所、等
第8章 申請と登録
第12条 認定医、専門医、指導医及び研修施設の認定を受けようとする者は、申請審査料を添えて、別に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。
第13条 認定医の認定に際しては書類審査を行い、合格者に対しては筆記試験を課する。試験は委員会がこれを行う。委員会その結果に基づき認定医資格の判定を行い、理事会に報告する。理事会は委員会の報告に基づきこれを認定する。
第14条 専門医の認定に際しては書類審査を行い、合格者に対しては筆記試験及び口頭試問を課する。試験は委員会がこれを行う。委員会はその結果に基づき専門医資格の判定を行い、理事会に報告する。理事会は委員会の報告に基づきこれを認定する。

第5章 専門医申請者の資格
第9条 専門医の資格を申請する者は、次の各号のすべてを満たすことを必要とする。なお、(5)について別に定める。 (1) 認定医資格を有する者 (2) 専門医申請時において、継続して5年以上学会正会員である者 (3) 認定医の資格を得た後2年以上学会の正会員である者 (4) 研修施設に所属している者又はこれと同等以上の経歴を有すると認められる者 (5) 有病者に必要とされる歯科医療に関連する研修を行った者 <b>2 前項(1)～(5)以外で委員会が専門医として理事会に推薦し、理事会が認定した者</b>
第6章 指導医申請者の資格
第10条 指導医の資格を申請する者は、次の各号のすべてを満たすことを必要とする。なお、(5)について別に定める。 (1) 専門医資格を有する者 (2) 指導医申請時において、継続して10年以上学会正会員である者 (3) 専門医の資格を得た後5年以上学会の正会員である者 (4) 研修施設に所属している者又はこれと同等以上の経歴を有すると認められる者 (5) 有病者に必要とされる歯科医療に関連する研修を行った者 <b>2 前項(1)～(5)以外で委員会が指導医として理事会に推薦し、理事会が認定した者</b>
第7章 認定研修歯科診療施設・ <b>准研修施設</b>
第11条 研修施設・ <b>准研修施設</b> は、次の各号に該当する施設について、委員会が審査を行い、理事会が認定する。 (1) 有病者歯科またはそれに相当する診療部門のある歯科医師育成を担っている大学病院 (2) 別に定めるすべてを満たす病院歯科、歯科診療所、等
第8章 申請と登録
第12条 (変更なし)
第13条 (変更なし)
第14条 (変更なし)

(新旧対照表)

第15条 指導医の認定に際しては書類審査を行う。試験は委員会がこれを行う。委員会はその結果に基づき指導医資格の判定を行い、理事会に報告する。理事会は委員会の報告に基づきこれを認定する。	第15条 (変更なし)
第16条 研修施設の認定については、委員会がこれを審査し、理事会が認定する。	第16条 (変更なし)
第17条 認定を受けた認定医、専門医、指導医および研修施設は登録料を添えて登録申請を行う。学会は申請に基づき登録を行い、認定証を交付するとともに、学会雑誌及び総会において報告する。	第17条 (変更なし)
第9章 資格の更新	第9章 資格の更新
第18条 認定医、専門医、指導医及び研修施設は5年毎に資格の更新を行わなければならない。	第18条 (変更なし)
第19条 認定医、専門医、指導医の更新に当たっては、認定期間5年の間に別に定めるすべてを満たさなければならない。	第19条 (変更なし)
第20条 認定医、専門医、指導医及び研修施設の資格更新の認定を受けようとする者は、更新審査料を添えて、別に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。	第20条 (変更なし)
第21条 認定医、専門医、指導医及び研修施設の更新の審査は委員会が行い、理事会が認定する。	第21条 (変更なし)
第22条 資格更新認定を受けた者は別に定める登録申請を行う。学会は申請に基づき継続登録を行い、認定証を交付する。	第22条 (変更なし)
第10章 資格の喪失	第10章 資格の喪失
第23条 認定医、専門医及び指導医は、次の各号に該当するとき、委員会の議を経て、理事会の決定によりその資格を喪失する。 (1) 本人が資格の辞退を申し出たとき (2) 日本国歯科医師の免許を喪失したとき (3) 学会正会員の資格を喪失したとき (4) 第9章に定める更新の手続きを行わなかったとき (5) 委員会が認定医、専門医又は指導医として不適当と認めたとき	第23条 (変更なし)
第24条 研修施設は、次の各号に該当するとき、委員会の議を経て、理事会の決定によりその資格を喪失する。 (1) 研修施設の必要条件を欠いたとき (2) 第9章に定める更新の手続きを行わなかったとき (3) 委員会が研修施設として不適当と認めたとき	第24条 (変更なし)
第11章 補則	第11章 補則
第25条 委員会の決定に関し異議ある者は、理事会に申し立てることができる。	第25条 (変更なし)
第26条 第8章及び第9章に定める審査料等については別に定める。	第26条 (変更なし)
第27条 認定医、専門医、指導医及び研修施設の資格の適否の審査は原則として年1回とする。	第27条 (変更なし)

(新旧対照表)

第 28 条 認定医、専門医、指導医及び研修施設の申請内容に変更が生じた場合は、速やかにその内容を委員会に届け出なければならない。

第 29 条 提出された申請書類の内容については、その受領とともに学会に守秘義務が発生するものとする。

第 30 条 本規則の実施に当っては、施行日より、平成 30 年 9 月末日までの暫定期間を設けるものとする。暫定期間内においては、別に定める暫定措置の細目に基づき本制度を運用するものとする。

第 31 条 本規則の変更は理事会の議を経て、総会の承認を必要とする。

付 則  
この規則は平成 22 年 4 月 24 日より施行する。

付 則  
この規則は平成 26 年 3 月 21 日に一部改正した。

付 則  
この規則は平成 27 年 3 月 20 日に一部改正した。

第 28 条 (変更なし)

第 29 条 (変更なし)

第 30 条 (変更なし)

第 31 条 (変更なし)

付 則  
この規則は平成 22 年 4 月 24 日より施行する。

付 則  
この規則は平成 26 年 3 月 21 日に一部改正した。

付 則  
この規則は平成 27 年 3 月 20 日に一部改正した。

**付 則**  
**この規則は令和〇年〇月〇日に一部改正した。**

(新旧対照表)

日本有病者歯科医療学会 認定医、専門医ならびに指導医制度規則施行細則	
(旧)	(新)
第1条 日本有病者歯科医療学会認定医制度規則(以下「規則」という)に定めた事項以外については、この細則に基づき運営する。	第1条 (変更なし)
第2条 規則第8条に基づく認定医の認定申請に必要な研修内容は、次に定める第1～4項のすべてを満たすものとする。 1. 学会機関誌を含む有病者に必要とされる歯科医療に関する論文1編以上 2. 学会が主催する学術大会を含む有病者に必要とされる歯科医療に関する発表1題以上 3. 次の各号いずれかに係わる有病者の歯科診療および指導10症例(うち詳記5例) (1) 有病者の歯科疾患について検査を含めた診断と治療 (2) 口腔保健指導及び口腔機能リハビリテーション(口腔ケア、摂食嚥下機能を含む) (3) 全身管理経験(基礎疾患に対する把握と対応) 4. 一次救命処置(BLS)の受講(修了書(写)の提出)	第2条 (変更なし)
第3条 規則第9条に基づく専門医の認定申請に必要な研修内容は、次に定める第1～2項とし、すべてを満たすものとする。 1. 認定医取得後、学会機関誌を含み、有病者に必要とされる歯科医療に関する論文1編以上(筆頭含む) 2. 認定医取得後、学会が主催する学術大会を含み、有病者に必要とされる歯科医療に関する発表1題以上(筆頭含む) 3. 認定医取得後、細則第2条第3項に定める有病者の歯科診療および指導10症例(うち詳記5例)	第3条 (変更なし)
第4条 規則第10条に基づく指導医の認定申請に必要な研修内容は、次に定める第1～2項とし、すべてを満たすものとする。 1. 専門医取得後、学会機関誌を含み、有病者に必要とされる歯科医療に関する論文3編以上(筆頭含む) 2. 専門医取得後、学会が主催する学術大会を含み、有病者に必要とされる歯科医療に関する発表3題以上(筆頭含む)	第4条 (変更なし)
第5条 規則第11条第2号に基づく研修施設の具備すべき条件は、次の(1)～(7)のすべてを満たす施設あるいは(8)に該当する施設とする。 (1) 指導医が継続的に勤務していること (2) 有病者に必要な歯科医療が継続的に行われていること(20症例以上の記載) (3) 本学会に研究発表等の積極的な参加を行っていること (4) 有病者の歯科治療の診断と治療に必要な歯科診療設備を有していること (5) 定期的に有病者歯科に関する研修や教育が定期的に行われていること (6) 原則として歯科衛生士の関わりが日常的かつ継続的であ	第5条 規則第11条第2号に基づく施設の具備すべき条件は、次の(1) <b>または(2)のいずれかと(3)～(8)のすべてを満たす</b> 施設とする。 <b>(1) 研修施設は、指導医が常勤(週3日以上勤務)であること</b> <b>(2) 准研修施設は、指導医が定期的に有病者歯科診療に従事すること</b> <b>(3) 有病者に必要な歯科医療が継続的に行われていること(20症例以上の記載)</b> <b>(4) 本学会に研究発表等の積極的な参加を行っていること</b> <b>(5) 有病者の歯科治療の診断と治療に必要な歯科診療設備を有していること</b>

日本有病者歯科医療学会 認定医、専門医ならびに指導医制度規則施行細則	
(旧)	(新)
第1条 日本有病者歯科医療学会認定医制度規則(以下「規則」という)に定めた事項以外については、この細則に基づき運営する。	第1条 (変更なし)
第2条 規則第8条に基づく認定医の認定申請に必要な研修内容は、次に定める第1～4項のすべてを満たすものとする。 1. 学会機関誌を含む有病者に必要とされる歯科医療に関する論文1編以上 2. 学会が主催する学術大会を含む有病者に必要とされる歯科医療に関する発表1題以上 3. 次の各号いずれかに係わる有病者の歯科診療および指導10症例(うち詳記5例) (1) 有病者の歯科疾患について検査を含めた診断と治療 (2) 口腔保健指導及び口腔機能リハビリテーション(口腔ケア、摂食嚥下機能を含む) (3) 全身管理経験(基礎疾患に対する把握と対応) 4. 一次救命処置(BLS)の受講(修了書(写)の提出)	第2条 (変更なし)
第3条 規則第9条に基づく専門医の認定申請に必要な研修内容は、次に定める第1～2項とし、すべてを満たすものとする。 1. 認定医取得後、学会機関誌を含み、有病者に必要とされる歯科医療に関する論文1編以上(筆頭含む) 2. 認定医取得後、学会が主催する学術大会を含み、有病者に必要とされる歯科医療に関する発表1題以上(筆頭含む) 3. 認定医取得後、細則第2条第3項に定める有病者の歯科診療および指導10症例(うち詳記5例)	第3条 (変更なし)
第4条 規則第10条に基づく指導医の認定申請に必要な研修内容は、次に定める第1～2項とし、すべてを満たすものとする。 1. 専門医取得後、学会機関誌を含み、有病者に必要とされる歯科医療に関する論文3編以上(筆頭含む) 2. 専門医取得後、学会が主催する学術大会を含み、有病者に必要とされる歯科医療に関する発表3題以上(筆頭含む)	第4条 (変更なし)
第5条 規則第11条第2号に基づく研修施設の具備すべき条件は、次の(1)～(7)のすべてを満たす施設あるいは(8)に該当する施設とする。 (1) 指導医が継続的に勤務していること (2) 有病者に必要な歯科医療が継続的に行われていること(20症例以上の記載) (3) 本学会に研究発表等の積極的な参加を行っていること (4) 有病者の歯科治療の診断と治療に必要な歯科診療設備を有していること (5) 定期的に有病者歯科に関する研修や教育が定期的に行われていること (6) 原則として歯科衛生士の関わりが日常的かつ継続的であ	第5条 規則第11条第2号に基づく施設の具備すべき条件は、次の(1) <b>または(2)のいずれかと(3)～(8)のすべてを満たす</b> 施設とする。 <b>(1) 研修施設は、指導医が常勤(週3日以上勤務)であること</b> <b>(2) 准研修施設は、指導医が定期的に有病者歯科診療に従事すること</b> <b>(3) 有病者に必要な歯科医療が継続的に行われていること(20症例以上の記載)</b> <b>(4) 本学会に研究発表等の積極的な参加を行っていること</b> <b>(5) 有病者の歯科治療の診断と治療に必要な歯科診療設備を有していること</b>

(新旧対照表)

ること	
(7) 有病者の歯科医療や療養、訓練、福祉に関する図書を有していること	
(8) (1)～(7)以外で委員会が研修施設として理事会に推薦し、理事会が認定した施設	
第6条 規則第6条を満たし認定医の資格の申請をする者は、申請審査料を添えて、次の各号に定める書類を認定委員会に提出しなければならない。	
(1) 認定医申請書(様式-認 1)	
(2) 履歴書(様式-認 2)	
(3) 日本国歯科医師免許証(写し)	
(4) 会員歴証明書(様式-認 3)	
(5) 研修証明書(様式-認 4)	
(6) 学術大会、研修会出席記録(様式-認 5)	
(7) 有病者の歯科に関する症例の診断および治療報告書(様式-認 6-1、2)	
(8) 所属機関に本学会指導医が在籍していない場合は別施設の指導医1名から、提出書類の「研修証明書」の指導医氏名欄に署名・捺印を必要とする。	
第7条 規則第9条を満たし専門医の資格の申請をする者は、申請審査料を添えて、次の各号に定める書類を認定委員会に提出しなければならない。	
(1) 専門医申請書(様式-専 1)	
(2) 履歴書(様式-専 2)	
(3) 会員歴証明書(様式-専 3)	
(4) 研修証明書(様式-専 4)	
(5) 有病者の歯科に関する症例の診断および治療報告書(様式-専 5-1、2)	
(6) 業績目録(様式-専 6-1、2)	
(7) 認定医認定証(写し)	
(8) 所属機関に本学会指導医が在籍していない場合は別施設の指導医1名から、提出書類の「研修証明書」の指導医氏名欄に署名・捺印を必要とする。	
第8条 規則第10条を満たし指導医の資格の申請をする者は、申請審査料を添えて、次の各号に定める書類を委員会に提出しなければならない。	
(1) 指導医申請書(様式-指 1)	
(2) 履歴書(様式-指 2)	
(3) 会員歴証明書(様式-指 3)	
(4) 研修証明書(様式-指 4)	
(5) 業績目録(様式-指 5-1、2)	
(6) 専門医認定証(写し)	
(7) 所属機関に本学会指導医が在籍していない場合は別施設の指導医1名から、提出書類の「研修証明書」の指導医氏名欄に署名・捺印を必要とする。	
第9条 研修施設の認定を申請するに当たって、規則第11条第1号に該当する施設の代表者は、次の第1号及び2号に定める申請書類を、また、規則第11条第2号に該当し規則第5条を満たす施設の代表者は、次の各号に定める	

<u>⑥</u> 定期的に有病者歯科に関する研修や教育が定期的に行われていること	
<u>⑦</u> 原則として歯科衛生士の関わりが日常的かつ継続的であること	
<u>⑧</u> 有病者の歯科医療や療養、訓練、福祉に関する図書を有していること	
第6条 (変更なし)	
第7条 (変更なし)	
第8条 (変更なし)	
第9条 (変更なし)	



すべての申請書類を、申請審査料を添えて、委員会に提出しなければならない。

- (1) 認定研修歯科診療施設認定申請書(様式-施 1)
- (2) 指導医の在籍に関する証明書(様式-施 2)
- (3) 症例一覧報告書(様式-施 3)
- (4) 学会活動報告書(様式-施 4)
- (5) 施設に関する報告書(様式-施 5)
- (6) 研修実績報告書(様式-施 6)

第10条 規則第 17 条による認定医、専門医及び指導医の登録申請医ならびに研修施設の登録申請は、登録料を添えて次の(1)～(4)に定める該当する申請書類を委員会に提出しなければならない。

- (1) 認定医登録申請書(様式-登 1)
- (2) 専門医登録申請書(様式-登 2)
- (3) 指導医登録申請書(様式-登 3)
- (4) 認定研修歯科診療施設登録申請書(様式-登 4)

第11条 認定医、専門医の更新に当たっては、認定期間の5年間に次の(1)～(4)のすべてかつ別に定める単位に基づきそれぞれに必要な研修実績を満たさなければならない。

- (1) 学会が主催する学術大会および研修会への2回以上の出席
- (2) 有病者に必要とされる歯科医療に関する1回以上の学会発表または論文発表
- (3) 細則第2条第3項に定める有病者の歯科に関する5症例以上の診療実績
- (4) 一次救命処置(BLS)の受講(更新時最新のガイドライン修了書(写)の提出)

第12条 指導医の更新に当たっては、認定期間の5年間に次の(1)～(3)のすべてを満たさなければならない。ただし(4)に該当する者については、この限りでない。

- (1) 学会が主催する学術大会および研修会への2回以上の出席
- (2) 指導医の資格を取得後、引き続き有病者歯科医療に専従していること
- (3) 細則第2条第3項に定める有病者の歯科に関する5症例以上の診療実績または指導実績
- (4) 委員会が指導医として理事会に推薦し、理事会が認定した者

第13条 認定医の資格を更新しようとする者は、更新審査料を添えて、次の各号に定める申請書類を提出しなければならない。

- (1) 認定医更新申請書(様式-認更 1)
- (2) 学術大会、認定医研修会出席記録(様式-認更 2)
- (3) 業績目録(様式-認更 3)
- (4) 症例一覧報告書(様式-認更 4)

第14条 専門医の資格を更新しようとする者は、更新審査料を添えて、次の各号に定める申請書類を提出しなければならない。

- (1) 専門医更新申請書(様式-専更 1)
- (2) 学術大会、認定医研修会出席記録(様式-専更 2)

第10条 (変更なし)

第11条 **認定医の更新**に当たっては、認定期間の5年間に**研修実績として、別表に基づき、**  
**(1)学会参加・学会発表・論文発表により50単位**  
**(2)教育研修会への参加により20単位**  
**(3)診療実績により10単位、**  
**かつ、学会発表・論文発表・診療実績を記載した実績報告書を提出しなければならない。**

第12条 **専門医並びに**指導医の更新に当たっては、認定期間の5年間に**研修実績として、別表に基づき、**  
**(1)学会参加・学会発表・論文発表により80単位**  
**(2)教育研修会への参加により40単位**  
**(3)診療実績により10単位(指導医は指導実績も可)及び地域貢献により5単位を修め、**  
**かつ、学会発表・論文発表・診療実績・地域貢献等を記載した実績報告書を提出しなければならない。**  
**なお、連続して3回以上の更新を経た専門医並びに指導医は、(3)を更新要件から免除する。**

第13条 認定医、**専門医並びに指導医**の資格を更新しようとする者は、**各種実績報告書**に更新審査料を添えて、**委員会**に提出しなければならない。

- (1)認定医更新申請書(様式-認更)**
- (2)専門医更新申請書(様式-専更)**
- (3)指導医更新申請書(様式-指更)**

第14条 **(第13条にて削除)**



<p>(3) 業績目録(様式-専更 3)</p> <p>(4) 症例一覧報告書(様式-専更 4)</p> <p>第15条 指導医の資格を更新しようとする者は、更新審査料を添えて、次の各号に定める申請書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) 指導医更新申請書(様式-指更 1)</p> <p>(2) 学術大会、認定医研修会出席記録(様式-指更 2)</p> <p>(3) 業績目録(様式-指更 3)</p> <p>(4) 診療実績・指導実績報告書(様式-指更 4)</p> <p>第16条 研修施設の更新に当たって、規則第11条第1号に該当する施設の代表者は、次の第1号及び第2号に定める申請書類を、また、規則第11条第2号に該当し細則第5条を満たす施設の代表者は、次の各号に定めるすべての申請書類を、委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1) 認定研修歯科診療施設更新申請書(様式-施更 1)</p> <p>(2) 指導医在籍証明書(様式-施更 2)</p> <p>(3) 指導実績報告書(様式-施更 3)</p> <p>第17条 規則第22条による登録申請は、次の各号に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1) 認定医更新登録申請書(様式-登 5)</p> <p>(2) 指導医更新登録申請書(様式-登 6)</p> <p>(3) 認定研修歯科診療施設更新登録申請書(様式-登 7)</p> <p>第18条 第6条から第10条までと、第12条に定める審査料ならびに登録料は次のとおりとする。</p> <p>(1) 申請審査料 10,000 円</p> <p>(2) 登録料 30,000 円</p> <p>(3) 認定医更新審査登録料 20,000 円</p> <p>(4) 専門医更新審査登録料 30,000 円</p> <p>(5) 指導医更新審査登録料 10,000 円</p> <p>第19条 資格更新申請者あるいは資格更新研修施設が、所定の期間内に必要な要件を満たせなかったときには、委員会へ資格更新保留申請書を提出し、許可を受けなければならない。また、保留申請が許可されたとき、その保留期間は1年を限度とし、これを超えたときは資格認定を取り消す。ただし、委員会が特段の事由があると認めたときは再延長することができる。なお、研修施設において、資格認定後もしくは資格更新後に指導医が欠員になった場合、あるいは指導医が他の指導医と交替した場合は、直ちに委員会に届け出なければならない。</p> <p>第20条 申請書類は2年間有効である。</p> <p>第21条 この細則の変更は、委員会の議を経て、理事会の承認を必要とする。</p>	
--	--

<p>第15条 <u>(第13条にて削除)</u></p> <p><b>第14条</b> 研修施設の更新に当たって、規則第11条第1号に該当する施設の代表者は、次の第1号及び第2号に定める申請書類を、また、規則第11条第2号に該当し細則第5条を満たす施設の代表者は、次の各号に定めるすべての申請書類を、委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1) 認定研修歯科診療施設更新申請書(様式-施更 1)</p> <p>(2) 指導医在籍証明書(様式-施更 2)</p> <p>(3) 指導実績報告書(様式-施更 3)</p> <p><b>第15条</b> 規則第22条による登録申請は、次の各号に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。</p> <p><b>(1) 認定医更新登録申請書 (様式-認登)</b></p> <p><b>(2) 専門医更新登録申請書 (様式-専登)</b></p> <p><b>(3) 指導医更新登録申請書 (様式-指登)</b></p> <p><b>(4) 認定研修歯科診療施設更新登録申請書 (様式-施登)</b></p> <p><b>第16条</b> 第6条から第10条までと、<b>第13条</b>に定める審査料ならびに登録料は次のとおりとする。</p> <p>(1) 申請審査料 10,000 円</p> <p>(2) 登録料 30,000 円</p> <p>(3) 認定医更新審査登録料 20,000 円</p> <p>(4) 専門医更新審査登録料 30,000 円</p> <p>(5) 指導医更新審査登録料 10,000 円</p> <p><b>(6) 認定研修歯科診療施設更新審査登録料 10,000 円</b></p> <p><b>第17条</b> 資格更新申請者あるいは資格更新研修施設が、所定の期間内に必要な要件を満たせなかったときには、委員会へ資格更新保留申請書を提出し、許可を受けなければならない。また、保留申請が許可されたとき、その保留期間は1年を限度とし、これを超えたときは資格認定を取り消す。ただし、<b>特定の理由(海外への留学や勤務、妊娠・出産・育児、病氣療養、介護、管理職、災害被災など)のために専門医の更新が困難な場合は、所定の更新申請の年に、申請により更新延長を行うことができる。延長期間は原則1年とし、事情によって1年単位での延長も可能である。保留申請は理由書を添えて認定期限までに申請する。</b>なお、研修施設において、資格認定後もしくは資格更新後に指導医が欠員になった場合、あるいは指導医が他の指導医と交替した場合は、直ちに委員会に届け出なければならない。</p> <p>第20条 <u>(削除)</u></p> <p><b>第18条</b> この細則の変更は、委員会の議を経て、理事会の承認を必要とする。</p>	
---	--

(新旧対照表)

付 則  
この細則は平成22年4月24日より施行する。

付 則  
この細則は平成26年3月21日に一部改正した。

付 則  
この細則は平成27年3月20日に一部改正した。

付 則  
この細則は平成28年3月4日に一部改正した。

付 則  
この細則は平成22年4月24日より施行する。

付 則  
この細則は平成26年3月21日に一部改正した。

付 則  
この細則は平成27年3月20日に一部改正した。

付 則  
この細則は平成28年3月4日に一部改正した。

**付 則**  
**この細則は令和6年〇月〇日に一部改正した。**

別表 更新のための研修単位基準

1. 学会出席【学会参加証が必要】

- 1) 本学会学術大会（総会） 20 単位
- 2) 関連学会学術大会 5 単位  
（日本歯科医学会分科会、日本医学会分科会に限る）
- 3) 日本歯科医学会総会あるいは日本医学会総会 5 単位
- 4) 各大学主催の学内学術集会 5 単位

2. 学会発表【上記1. に定める学会に限る。講演・シンポジウム等含む】

- 1) 本学会学術大会
  - (1) 筆頭発表者 10 単位
  - (2) 共同発表者 5 単位
- 2) その他の学会（抄録のコピーが必要）
  - (1) 筆頭発表者 5 単位
  - (2) 共同発表者 2 単位

3. 論文【上記1. に定める学会に限る。商業誌は認めない】

- 1) 本学会学術大会
  - (1) 筆頭著者 20 単位
  - (2) 共同著者 10 単位
- 2) その他の学会（論文のコピーが必要）
  - (1) 筆頭著者 10 単位
  - (2) 共同著者 5 単位

4. 教育研修会【上記1. に定める学会に限る、修了証が必要】

- 1) 本学会
  - (1) 学術教育セミナー 10 単位
  - (2) 学術教育研修会 5 単位
- 2) その他の学会 5 単位
  - (1) 1 日以上 5 単位
  - (2) 半日開催 3 単位

付則1. 学術大会時に教育研修会を併設する場合には、学術大会と教育研修会の各々に単位を付与する。

2. 1 日開催との基準は 10:00～16:00 までとし、これを著しく下まわる場合には半日開催とする。

3. 連続して 2 日間に渡り開催された場合には、時間を問わず 2 日開催とする。

# 一般社団法人日本有病者歯科医療学会認定医・専門医更新について

**認定医制度 更新要綱** 認定医制度の単位制(5年ごとに更新とする。)

第1条 更新申請時は単位制度とし、下記の単位を必要とする。

1. 専門医は80単位
2. 認定医は50単位
3. 本要綱の他関連学会とは、日本歯科医学会分科会加入学会および本学会の趣旨に合致していると委員会が認めたものという

第2条 学術論文

印刷し公表された学術論文については、下記の単位を認定する。

1. 日本有病者歯科医療学会雑誌論文掲載「有病者歯科医療」
  - (1) 筆 頭 40単位
  - (2) 共 著 者 20単位
2. 他関連学会雑誌論文掲載
  - (1) 筆 頭 10単位
  - (2) 共 著 者 5単位

なお、著書などを含む関連学会雑誌以外でも本学会の趣旨に合致したものであれば、委員会の承認を得れば単位として認めることとする。

3. 投稿中の論文に関しては、受理証明書を要する。

第3条 学会発表

学会の学術大会にて公表された学会発表については、下記の単位を認定する。

1. 日本有病者歯科医療学会学術大会
  - (1) 筆 頭 20単位
  - (2) 共 著 者 10単位
2. 他関連学会
  - (1) 総会に伴う学術大会
    - ① 筆 頭 5単位
    - ② 共 著 者 3単位
  - (2) 地方会に伴う学術大会
    - ① 筆 頭 3単位
    - ② 共 著 者 1単位

第4条 学術大会出席

1. 日本有病者歯科医療学会学術大会 20単位
2. 他関連学会学術大会
  - (1) 総会に伴う学術大会 5単位
  - (2) 地方会に伴う学術大会 3単位

第5条 研修会

研修会については下記の単位とする。

1. 日本有病者歯科医療学会主催の研修会（学術教育研修会、学術教育セミナー、等）
  - (1) 1日開催 20単位
  - (2) 半日開催 10単位
2. 他関連学会
  - (1) 1日開催 5単位
  - (2) 半日開催 3単位

- 付則
1. 学術大会時に教育研修会を併設する場合には、学術大会と教育研修会の各々に単位を付与する。
  2. 1日開催との基準は10:00～16:00までとし、これを著しく下まわる場合には半日開催とする。
  3. 連続して2日間に渡り開催された場合には、時間を問わず2日開催とする。